

原子力損害賠償支援機構

第17回運営委員会

平成24年7月23日

原子力損害賠償支援機構

午前15時30分 開会

○川端委員長 本日はお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまより第17回「原子力損害賠償支援機構運営委員会」を開催します。

本日の運営委員会の議題は「東京電力による電気料金改定について」「賠償基準について」「平成24年度の機構の資金調達状況について」「その他報告事項」の4点です。よろしくお願いたします。

それでは、議事に入りますが、まず[REDACTED]より東京電力による電気料金改定について、前回からの進捗を中心に御報告をお願いいたします。

○[REDACTED] [REDACTED]でございます。

お配りをさせていただいております資料3-1というワードの2枚紙があるかと思っておりますけれども、これをごらんいただければと思います。

報道もかなりされておりますので、皆様御承知のところも多いかと思っておりますけれども、料金の査定の方は先週木曜日、19日に消費者庁との調整が最後まで続いていたわけですが、そこが整って方針として対外的に大きく3点が発表されております。

1つは、規制料金の値上げ幅は8.47%程度に圧縮する。当初は10.28%だったところ、8.47%程度でございます。

査定額でございますけれども、830億円程度と発表されております。

値上げの実施時期でございますが、当初申請時点では7月1日ということでしたが、これを9月1日にせよということでございます。

今、査定の方針を詳細に政府の方から出されておりますので、これに基づいて東電の方で詳細の原価計算を再度やり直して、料金のレートメイクの方も修正する作業を今やっております。これを随時役所の方に報告しながら、最終的に役所の方で査定どおり修正がなされているというふうに御判断いただいた場合には、認可がなされるであろうという状況になっております。

主な査定結果でございますけれども、これも相当報道もされておりますので御存じのところが多いかと思っておりますが、最後特に論点になっておりました人件費につきましては、管理職の年収を3割超、30.1%か30.2%という水準で下げようという査定がなされております。これは当初、管理職25%、一般職20%下げという申請時のものについて、管理職について少し深掘りをしているということでございます。

調達について、競争の拡大等々によって100億円程度の減額をせよといった点。事業報酬率

についてもいろいろと議論がございましたけれども、新制度3.0%とさせていただいていたところを2.9%にするようにという指示でございます。

そのほか、もろもろの経費削減等で830億円ということになっております。

いろいろと御議論がありました原子力関係の費用でございますけれども、福島第一の5、6号機、福島第二の減価償却費、安定化維持費用、賠償関連の委託費用につきましては一部合理化ということで少し削られたところはございますが、基本的には原価に算入することを認めていただいております。

収支への影響でございますけれども、2年目が今、総合計画上は916億円の経常利益という目標になっておりますが、査定額が830億円ですので、単純に引けば100億円弱の利益ということになるわけですが、総合計画上は特別負担金が利益と同額、特別負担金を払うということになっております。

これは勿論、毎年度の御審議の結果となりますので、今の段階では何とも申し上げられませんが、そういった要素があることと、もう一点、査定額の中で実際に原価がカットされて、かつ、費用も払わないということによって収支への影響をなくす部分も今、東電の方で精査しております、こういったものも含めれば実際の収支への影響というのが、下振れとして300～400億円程度となろうかということでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように特別負担金の問題がどういうことになるのかにも影響いたしますし、逆に言えばこの下振れを回復しようと思うと2倍の努力をしなければ、もとの計画値に戻らないということで、そういう意味で非常に東電にとっては厳しい、これから合理化努力を更にやっていかなければいけないということかなと考えております。

2ページ、今後のスケジュールでございます。こちらの方はまだ不確定のものもございませけれども、まず1つの流れは料金の今後の流れでございますが、これは先週の金曜日ですけれども、一番上のところ、物価関係閣僚会議は開かれて、政府のプロセスとしては閣僚会議が開かれておりますので、あとは経産大臣の認可をいただくということが残っているという状況でございます。

今、先ほど申し上げましたように東電の方で修正の作業をしておりますので、これが順調にいけば、25日辺りには大臣からの認可がいただけるのではないかと考えておりますが、これはまだ多少の遅れが出る可能性がございますので、そこは未定という状況でございます。

これが料金認可の関係の流れでございます、もう一つは、これに伴って出資あるいは金融

機関からの融資の流れも影響を受けるわけでございますけれども、基本的に総合計画においてもこの料金、出資、融資については一体不可分のものだとということで認定をいただいております。その関係で我々の方で予定をしておりました順番としては、まず料金の認可がなされ、その料金認可後の修正後の収支計画に基づいて金融機関が出しますという意向を示し、その意向を確認した上で出資を実行し、最後に融資を実行するという順番で当初考えておったわけですが、そういう流れでいきますと認可が25日前後ということでございますので、当初予定をしておりました出資の期日、7月25日というのは現実的ではなくなっている状況でございます。

こういうことでございますので、この25日のところに書いてございますが、機構出資の期日を25日までとされていたものを、現段階では7月31日までということで変更することで今、東電とも調整をいたしております。これは決定自体は東電と機構の株式引受契約に基づいておりますので、最終的に東電の取締役会、機構の方は理事長の御決裁をいただくということで確定となるわけでございますけれども、現段階ではこういう変更の方向で調整をしている状況でございます。

そういうことで認可が仮に25日辺りに出れば、先ほど申し上げた順番のとおり遅れは出ますけれども、30日に金融機関から融資事項の移行確認をいただき、それを確認した上で機構が31日に公的資金の出資を実行する。その実行を見て金融機関が融資を実行するというので、一連の手続を完了させることができるということで、現在、機構のチーム、東電の経理財務チームとともに金融機関への御説明、特に料金査定の結果、収支にどういう影響が出るのかというのは当然大きな関心事項でございますので、この辺りを含め、このスケジュールリングで折衝を今、やっているところでございます。

私の方からは以上でございます。

○川端委員長 ありがとうございます。

皆様には事前に御説明を差し上げていると思いますが、特段の御意見、御質問等がございましたら、ここでお願いしたいと思っております。いかがでございましょうか。

ございませんようですので、次の議題に移りたいと思っております。[]より、賠償基準について前回からの進捗を中心に御報告をお願いいたします。

○ [] [] でございます。資料4-1～資料4-4に基づいて御説明させていただきます。

今年3月に文部科学省の紛争処理審査会で、財物を含む賠償基準について第二次追補が出て

いることについては、この運営委員会でも御報告したかと思えます。その後、この第二次追補の考え方をどのように東京電力の本賠償の実施の基準に盛り込むかについては、まだ決まっていなかったわけですが、資源エネルギー庁、復興庁を中心に地元の自治体との調整を行って、今般、避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方ということで、どのように東京電力の本賠償のやり方の基準をつくったらいいかということについての考え方が整理されたので、御報告したいと思っております。

説明は後ろに付いているA3の絵がついているものがわかりやすいので、そちらに基づいて説明させていただきたいと思えます。資料4-4でございます。

今回の新しい賠償基準の考え方は、不動産を中心とした財物の賠償の基準を決めるものでございます。1ページ目の真ん中の図にありますとおり、不動産については6年間の避難が続いた場合には全損とする。それより短い場合には、それに沿った形で賠償額を推認するという考え方が指針の中で決められております。そこで、このような形で斜めになりますけれども、解除の見込み時期に応じて不動産の価値を推認するという考え方をとっております。

これに対立する考え方として、実際の売買の取引額に応じて含み損とか損失を払うという考え方もあるわけですが、今回はそのような考え方をとらないで、売買をしなくても賠償するという考え方をとっているということが特徴であります。

土地については、不動産の固定資産税評価額の土地の部分の評価額が実勢の7割で評価しているという実務がございますので、1.43倍することを今回決めております。

2ページ、建物については2種類の評価方法を選択できるようにしております。

1つは固定資産税評価額に時価に還元して減価償却をするという考え方でございまして、これが(ア)の固定資産税評価額をベースとした方法ということであります。

もう一つの方法は、固定資産税評価額には結構実務上ばらつきがございまして、安く建物は評価している場合がございます。そういった場合には建築着工統計というものがあるんですけども、これは国土交通省が出しているものですが、この建築着工統計から平均的な建築価格で建物が建ったと推認して、お値段を算定するという方法もとれるようにしております。したがって、この2つの方法から選ぶことになります。

3ページ目に、それでも納得しない人はどうするんだと、こういうこともあるんですけども、実際の固定資産税のばらつきがイメージとして入れると横軸を築年数、縦軸を価格というふうにとりますと、三角の青いプロットになっているわけですが、普通に評価するとこの三角

のプロットになる。かつ、これを平均建築価格で推認するという方法をとるとグリーンの線になる。これで大体話としては済むわけですが、中には特別な仕様の家というのもありますので、そういったものについては個別の評価を可能にする。これは赤い星ですが、そういった2つ、実際には3つ、その中でどれかをとるという方法を今回明らかにしております。

3ページ目の下、家財については家族の構成人数に応じて賠償額を決めております。これは避難期間の年数には連動しておりませんで、地域の指定に連動した形になっております。

4ページ目に、営業損害と就労不能損害に対する賠償の支払いの方法が書いております。今回の特徴は一括まとめ払いをするということで、例えば農林業については5年分。これまで払っている分と合わせると6年分。農林業以外の業種、流通製造業といったものですが、これは3年分。これまで払っている分と合わせると4年分。就業損害については2年分。これまでの分と合わせると3年分ということで、考え方としては用地買収など使っている損失補償基準というものがあるんですが、その2倍の額を払うという考え方で、できるだけ手厚い賠償を行って生活再建に役立ててもらおうという考え方でありませう。

5ページ目の上の方に図が描いてあるんですが、一旦、5年分なり3年分なり2年分なりのお金をまとめ払いでもらった後で、その翌日から仕事を始めたとか、そういう場合はどうするんだということについては、返さなくていいですということをやっております、これも就労損害や営業不能損害が就労や営業の再開のための元手として活用していただきたいという考え方で、多めに支払うことにしております。

6ページ目は前回の指針の追補のときに御紹介したと思っておりますけれども、避難による精神的損害の支払いでございます。帰還困難については600万円、居住制限についてはとりあえず2年分払うということで240万円、解除準備区域については1年分ということで120万円ということなんですが、それとは異なる避難期間の年数が定まった場合には、それに応じた額をまとめてお支払いすることを今回決めております。

7ページは終了しているんですが、旧緊急時避難準備区域における賠償の方針ということで、この中では7ページ目の真ん中のグラフにありますとおり、精神的損害については今年8月で終了するということが指針に書いてあるんですが、その終了後の扱いということで通院費用などの生活費増加分については1人20万円、子どもについてはその20万円プラス7か月分ということで35万円を一括交付するというので、賠償の打切り後の経過期間の処理についても今回決めております。

8 ページ、旧緊急時避難準備区域から避難した人については、既に精神的損害の賠償を支払っているんですけども、旧緊急時避難地域は別に避難しなくてもいいことになっておりまして、避難しなかった人には賠償を支払っておりませんでした。こちらについては今回、滞在していたとしても賠償を巻き戻してお支払いをするということで、追加的な賠償をするというふうにしております。

旧屋内退避区域などについても同じように、滞在していても、実際に避難していなくても、避難した人と同じような金額の賠償を行うことを決定しております。

以上、新しい賠償基準の考え方、こちらが先週金曜日に資源エネルギー庁の方から発表になっております。

これに基づきまして、更に具体的な賠償を受け取ることができる人の要件であるとか手続であるとか、そういった細目について決めたものが明日、東京電力から発表になる予定でございます。

実際の避難地域の人数自体がまだ決まっておりませんで、というのもまだ区域割りが終了しておりませんから、そういった最終的な避難区域割りが確定した後で若干見積もりの微調整をいたしまして、それが終わった段階でもし追加的な資金交付を決定する必要があるれば、改めてこの場にお諮りしたいと考えております。よろしく申し上げます。

私からの報告は以上でございます。

○川端委員長 ありがとうございます。

委員の皆様より御質問ございませうか。

○ [] 御説明ありがとうございました。

2点質問があります。賠償の内容について [] に質問するのが適切かどうかはわかりませんが、土地や住宅について6年という形で決めたという点については大きな前進だと思いますが、土地の所有権自体は最終的に、いわゆる被害者の方々のものになっているのでしょうか。多分そうだと思いますが、これが1点目の質問です。

2点目ですが、昨年、賠償の基準がある程度決まった後、東電さんが賠償を進めようとしたが、被害者の方々のなかには、その基準が最終的なものかどうか分からないという理由で賠償に応じてもらえず、結果として賠償がなかなか進まなかったという経緯がございました。今回さらに一歩進んだ賠償基準が打ち出されたわけですが、こうした御懸念について、被害者の方々への気配りといいます配慮というものはどうなっているのでしょうか。以上2点です。

○ [] まず1点目の所有権については、確かに全損で賠償した場合には民法上は当然代位することになっているんですけども、賠償においては東電側に所有権は移さないということで、賠償を円滑に進めるという方針で考えております。

一方で中間貯蔵施設であるとか公の目的で賠償する場合もございますので、そういった場合にはまた別途御相談をするということで、まずどこにつくられることになるかわかっていないものですから、全部の全損地域にお声がけをすることはできないんですけども、それが具体化するということになれば、またそのようなことをすることになると思います。その関係で、全損で賠償する地域については5年間の譲渡制限を契約上、取り結ぶということを考えてございます。

もう一つは、お金をもらったら賠償が不利というか、進まなくなるのではないかという話があつて、2つあつて1つは東電側の原因なんですけれども、財物などの賠償基準が決まっていなかったのが、後回しにしていたところがあつて、その点については今回、賠償の考え方がとりまとまって本賠償の基準ができたということですので、東電が賠償をしない理由というか、言い訳自身についてはかなりなくなったというか、これでかなり進むことになるのではないかと思います。

一方、賠償をもらう側において、ここでもらってしまうと後で追加でこういう損害もあつたと気づいたときに、追加でもらえなくなってしまうのではないかという話があつて、今もあるんですけども、そちらについては今回、東京電力の方でも現地に人を千数百人張りつけて、被災者の方とひざ詰めお話し合いをしながらやっていくということで、きちんと説明をして、もし請求漏れがあつたら、またそれは可能ですよということについてもきちんと御説明を尽くしていくことにしておりますので、従来は紙だけのやりとりで、電話口で言った言わないみたいな話も結構多かつたものですから、今後はむしろ人と人とが会って話し合いをしていく中で、そういう不安とか疑問を解消できるように、東京電力側も指導していきたいと思っております。

○川端委員長 ほかに御質問ございますか。

○ [] かなり賠償基準の考え方はよかつたと思うんですけども、今後まだ考えなければいけないものは残っているのでしょうか。

○ [] 大きく2つございまして、1つ目は [] も十分御案内の除染、中間貯蔵絡みの話でございます。こちらについては現時点で賠償額を見積もることができないし、また、環境省などからも請求いただいていないということですので、要賠償額には組み込んでお

りません。これが1つ目であります。

もう一つ目は避難期間が延長された場合にどうするかということでございまして、避難に伴う精神的損害とか、財物もそうなんですけれども、避難期間に連動して賠償額が決まっている部分について、その時期が到来した場合にどうするかという問題がございまして。こちらについてはもともとは指針の方で5年間分支払う。これが問題なのは5年間なんですけれども、5年以上避難している人をどうするのかということが実際には問題になるんですが、5年分を払うということになっているものですから、我々としては指針をどうするのかということについて、改めて審査会なり文部科学省なりで今後どうするのかということを決めていただく必要があって、場合によってはこの考え方によっては5年以上避難した人については更に数年分支払うということになれば、賠償額は増えていくのかなと思います。

財物の方は政府で今回エネ庁から出している資料は、年数をベースに財物の賠償額が書かれているんですけども、それを実際の東電の基準にするとき月数ベースに直すことにしております。つまり5年とか6年ではなくて、72か月をベースにすることにしております。

○川端委員長 ほかに御質問ございますか。

ないようでしたら、次の議題に移りたいと思います。 [REDACTED] より、平成24年度における機構の資金調達について御報告をお願いいたします。

○ [REDACTED] [REDACTED] でございます。資料5と書いてありますA4横の「平成24年度における機構の資金調達（政府保証付）状況について」というカラー資料でございます。

表紙を開けていただきますと右肩にページ数が書いてございます。1ページというところですけども、資金調達につきましては既に3月14日に基本方針ということで1. でございますが、報告させていただいております。今回、1兆円規模の資本注入、資金援助のための資金を調達するわけでございますので、透明性の高い手続で効率的かつ確実に調達する必要がございます。このため、シンジケート・ローンを活用して金利競争入札方式とするのが公的機関で一般的でございます。

よって、金利競争入札を導入しますと幅広い貸し手の参加及び公正な金利決定が可能となりますし、アレンジャーを採用いたしますと札割れリスクあるいは決済・事務局リスクの軽減に資するというので、この方式によりますれば政府保証及び日銀適格担保の設定も可能という考え方でございます。

これに基づきまして実施いたしましたのが「2. スケジュール」ということで、24年4月に

はアレンジャーを選定いたしまして、メガ3行の共同アレンジメントの下、5月に第1回入札5,000億、6月に第2回入札5,000億を行ったところでございます。

2ページ、その2回の調達実績を並べて書いてございます。1回目は5月22日に入札を実施しまして、借入実行は6月5日、1年物でございます。5,000億調達のところ応募総額は1兆830億円でございますので、倍率に直しますと2.16倍でございます。平均の落札金利は0.157%ということで、この当時の国債1年物が大体0.1でしたから、それプラス5ベーシス程度ということでございます。その際、最高の落札金利は0.191でございまして、その札につきましては下にあります案分率とありますが、これは5,000億ぴったりにするために、最高札は例えば100億入れますと76億まで落ちましたという率でございますが、76.66%の案分率で最高札も落ちております。登録金融機関にさせていただきまして、70先のうち36先が応募されたということでございます。

これに対しまして第2回目は6月14日に実施いたしまして、これも1年物でございますが、応募倍率を見ていただきますと3.38倍ということで、1回目の様子見をされたところが1つ金利の目線ができたというところで人気があったということでございまして、よって平均落札金利も0.142ということで低下しておりますし、参加者数を見ていただきますと登録が79先で、うち41先が応募されたということでございます。トータルしますと平均金利は0.15でございますので、1兆円調達しまして年間の金利が15億円という低利で済んだということが御理解いただけるかと思えます。

3ページ、その落札された金融機関の内訳を書いてございます。全国オールジャパンということで調達を支えていただいている姿が見てとれると思えます。

4ページ、この入札には参加登録をしていただく必要があったわけでございますが、この3月30日以来、営業を重ねまして、6月29日、足元まで81先の登録数増加になってございます。特に地方銀行に力を入れまして、3月に報告させていただいたときも国策としての重要性にかんがみて、オールジャパンで支えられるような体制を組んでほしいという御要望も踏まえまして、現に地方銀行の本店までお伺いしまして御説明させていただいた結果、59先まで地方銀行が増えることができました。この効果が先ほどの金利に表れていると考えております。

5ページ、今、申し上げましたことと重なりますけれども、業態別に少し円グラフを書かせていただきましたが、上段は落札先数でございますけれども、先数で言いますと地方銀行が4分の3程度をとっております。ただ、下段の額で言いますと1回目、2回目ともその他。その

他というのは [REDACTED] となりますけれども、それは資金規模からしてどうしても大きいわけですが、地方銀行も4分の1程度のシェアを持っていることがわかりいただけるかと思います。

6ページ、この機構のキャッシュフローの図につきましては既に御紹介させていただいておりますが、原賠機構は交付国債を5兆円ちょうだいしているわけですが、この使途は賠償に限るということで、今回の1兆円の赤い太い矢印の株式引受は今回は24年度は借入という形で1兆円調達いたしました。ただ、原賠機構、もう一つここに箱がありまして、政府保証債を発行する権能も持っているわけですが。

恐縮ですが、1ページに戻っていただけますでしょうか。一番下の箱でございます。1兆円借入で今回は政府保証借入で調達したわけですが、25年度以降、その借換が生ずるわけですが。その際には先ほどの図で見ていただきましたような債券発行権能も活用して、一部は債権化していきたいと考えております。投資家層の拡大ですとか金利リスク対応のため、政府保証債、具体的には預金保険機構の例などを見ると2年債とか4年債といったものが実例としてあるわけですが、こうしたものの発行も検討してまいり、政府保証債は最終的には理財局と折衝しまして、国債発行計画と同時に12月、年末に発行計画が世の中に出るわけですが、そこに是非入れていただくということで折衝してまいりたいと考えております。

具体的には25から26年度に徐々に債権比率を上げていきまして、3,000億程度仮に出しますと、26年度末には借入が4,000、債権比率が6割程度になりますので、この程度を目標にしながら安定的な調達を求めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○川端委員長 ありがとうございます。

委員の皆様から何か質問はございますか。

○ [REDACTED] 今回、第1回、第2回のシンジケート・ローンが成功して本当にほっとしております。金融機関につきましても、いろいろな地域から協力してくださっているということで、姿としては非常によろしいのではないかと考えております。

先ほど御指摘ありましたように、今後は機構としては、政府保証債など直接調達の道というのも残しておかないと、長期的な財務基盤の安定化にはつながっていかないとしますので、これは是非お願い申し上げたいと思います。

質問が1点のみあるのですが、2ページ目に今回の調達実績が記載されており、平均落札金利が第1回が0.157、第2回が0.142とありますが、もともと事務局の方々の目線としてのこの金利のでき上がりは、どういった水準であったかだけ教えてください。

○片桐執行役員 国債というのがベースになると考えていました。国債プラスどれぐらいベシスが乗るかということですが、実はエネルギー特会という国の特別会計が3,000億、1年物で最近借り入れております。それが0.11程度、つまり国債プラス1ベシス程度です。国そのものが借りるとその程度だということですので、更に若干数ベシスはしようがないのではないかと考えていたところです。

○川端委員長 よろしゅうございますか。そのほかに御質問ございますか。

ないようでしたら、最後の議題に移りたいと思います。その他の報告事項として、
より、東京電力経営改革本部の立ち上げの状況等について御報告お願いいたします。

○
です。

経営改革本部の方は株主総会の翌日から東電側10名、機構側10名ほどの人数で立ち上げております。場所はオフィスの9階で東京電力の企画部と同じフロアで、企画部の一部と重なるような形で入っていて、企画部と連絡をとれるようになっている。また、東電側のメンバーのうち3人ほどが企画部と兼任という形になっています。

形としましては、
改革本部事務局の中の幹部会議を行い、そこで翌週の執行役会や経営改革本部会議、
執行役会、
経営改革本部会議を開催するという定例のスケジュールになっておりますが、そちらの議題を企画部と一緒に検討して決めるということをしておりまして、その後、
経営改革本部事務局のテーマを持って動いているんですが、各テーマの進捗状況を共有する。そんなミーティングをしながら各プロジェクト動いてございます。

その個々のプロジェクトの進捗状況に応じて経営改革本部会議という社長、会長、取締役を兼ねる副社長、経営改革本部を担当する執行役の3人、村松常務と嶋田取締役兼執行役
出席して、そこで適宜進捗状況をお知らせしたり、あるいは重要なテーマ、例えば今度ですとカンパニー制をどうするかという話が入ってくるんですが、そういったことを検討している状況でございます。

先週も第1回の懇親会みたいなものをやったりしながら、ぶつかる部分も多々ございますけれども、適宜徐々に互いに融合しながら進んでいる状況です。

○ [REDACTED] 若干補足いたしますと、委員会設置会社になって取締役会がどういう機能を果たすのかというところで、まだ一定の相場観ができておりません。今はむしろその相場観をつくるプロセスにある。

取締役会自体は月に1回ですが、取締役からの希望もあって月に2回ぐらい懇談会を開くことに多分なるといいます。外の目から見て総合計画のインプリメンテーションなり、あるいはそれを超えたむしろ大きな経営判断、どういうふうにするかというのを外部取締役の方にもきちんと監督してもらおうということで今、進みつつありますが、これはいろいろ実行のところでは紆余曲折あると思います。

具体的にどこに重点を置いているかという、まず第一点はリスク。リスクは大きく分けると2つに分かれます。1つは財務のリスク。2つ目に経営環境そのもののリスクでございます。財務のリスクは例えば、福島第一の5、6号、それがどうなるのか。もっと大きなリスクで言うと先ほどから話の出ている除染、中間貯蔵が監査法人からいつ債務認識されるリスクがあるか。場合によってはこれは非常に大きな金額になりますので、そういったものが組上に上がっている。

一方、経営環境を取り巻くリスクは、1つは今、申し上げたような財務リスクが出てきたときに、これは機構にもお願いをして経営支援ということになるわけですが、その経営支援をするためのある種政治的に認められるだけのことをやっていないといけません。それは総合計画のインプリメンテーションだけではなくて、例えば今回の事故調の報告書が今日3時に出ますけれども、そういうものも踏まえて原子力について東京電力としてどういう体制で臨むのかとか、大きな意味での改革がどう進むかというのが1つの背景になると思います。

もう一つは、政策面での環境が変わる可能性がある。これは大きく言うと原子力政策。年末までに六ヶ所も含めてどういう政策にするのかということがある程度方向づけが出る。もう一つは電力システム改革。エネ庁でやっているものです。今、取締役会も含めていろんな議論が始まったという状況です。

○川端委員長 ありがとうございます。

委員の皆様から御質問ございますか。特にないようですと本日の議題は以上になりますが、よろしゅうございますか。

それでは、今回の運営委員会の議事録については事務局にて作成し、後日、委員の皆様にご確認いただいた上で確定いたします。議事録の扱いは非公表です。

本日はプレスブリーフィング等を行わず、プレス対応については必要があれば私と事務局で統一的に対応いたします。

次回の運営委員会の日程については、追って事務局より連絡いたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

午前16時16分閉会

